

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	11	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第28条第1項	不利益処分の種類	ねずみ族、昆虫等の駆除
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日 法律第114号）</p> <p>第28条第1項 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日 厚生省令第99号）</p> <p>第15条 法第二十八条第一項及び第二項に規定する駆除は、次に掲げる基準に従い行うものとする。 一 対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。 二 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。</p>					